

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守、企業倫理の徹底が持続的成長を遂げていくための基盤であると考えております。そのため当社は、迅速かつ適切な情報開示に努めるとともに監査・監督機能を強化するための体制・施策の整備に努めるなど、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
永田紙業株式会社	400,000	39.82
岩本宣頼	27,180	2.71
美吉野化工株式会社	20,000	1.99
株式会社SBI証券	18,100	1.80
吉村祥郎	16,500	1.64
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	16,200	1.61
第一生命保険株式会社	16,000	1.59
日鋼YPK商事株式会社	13,300	1.32
楽天証券株式会社	13,100	1.30
巻幡俊	11,900	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無	永田紙業株式会社
-----------------	----------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

永田紙業株式会社との取引では、金銭の貸借、保証・被保証関係等はありません。

また、事業分野が異なること、兼任取締役就任の状況や人数から、親会社等から一定の独立性が確保されていると認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡邊正博	他の会社の出身者											
尾崎貴章	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡邊正博	○	○	---	証券取引所の定める独立性に関する判断基準等を参考にしており一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
尾崎貴章	○		コンピタント株式会社の代表取締役であり、当社と同社の間には平成24年6月27日まで業務委託契約による取引関係がありました。	外部からの客観的・中立的な経営の監視機能は十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員のうち1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会は、内部監査室に所属する使用人に対して、監査業務に必要な事項の調査・報告等を命じることができるものとし、その場合、当該使用人は、当該事項の調査・報告等に関して取締役からの指揮命令を受けないこととし、そのための体制を整備することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査については、社長直轄の組織として内部監査室(1名)を設置しており、「内部監査規程」に基づく社内の業務監査および会計監査を監査等委員会と連携しながら計画的に実施し、内部牽制を図っており、適正な運営がなされているかを監査しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち2名が社外取締役)で構成され、各監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役会および取締役の独断的な経営の弊害を防止し、監査等委員である取締役として機能を発揮させております。また、本社、支店、営業所、工場等の業務及び財産の状況等の調査により、取締役の職務執行状況について厳正な監査を実施しています。

会計監査については、監査法人不二会計事務所より法定監査を受けており監査等委員会への定期的な報告が実施されております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

特筆すべき事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額は、2015年6月29日開催の定時株主総会において、年額2億4千万円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、年額3千万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の役員報酬は、固定報酬のみで構成されており業績連動報酬基準は定めておりません。業績連動報酬基準制定の際は速やかにお知らせいたします。固定報酬を設定するにあたっては、各取締役の役職及び役割・責任範囲等を勘案し、2013年2月14日開催の取締役会にて、第三者機関による役員報酬調査データをもとに、当社の規模や業種の類似する企業の水準を参照し、当時の会社業績を考慮の上、役職毎の基準を作成し取締役会に上程し、承認頂いた基準を使用しております。

各取締役の役職及び役割・責任範囲等は代表取締役会長、代表取締役社長及び人事担当取締役の協議にて決定し、その結果に対する意見を取締役監査等委員会からいただき、取締役会にて審議いただいております。

過去に報酬額において代表取締役への再任は発生しておりません。当事業年度においても、担当職位の変更等が無く報酬の再任は発生していませんが、当事業年度においては会社業績不振の責任をとり、常勤取締役の報酬を一定期間10%カットする件に付き代表取締役社長に一任し、実施しております。

取締役(監査等委員を除く)	71,400千円
取締役(監査等委員)	4,800千円
社外役員	8,400千円

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役へのサポートは、経営企画室及び管理本部で行っております。取締役会等の資料は、原則として事務局である経営企画室から、事前配賦し、社外取締役が十分検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、常勤監査等委員より監査等委員会監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

取締役会は、監査等委員以外の取締役8名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、それぞれの役割分担と責任を明確にし、取締役会の意思決定及び業務遂行を迅速に行っております。

取締役会は月1回以上のペースにて定例会議を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会等を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、原則四半期1回開催することとし、必要に応じ随時開催することとしております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち2名が社外取締役)で構成され、各監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役会および取締役の独断的な経営の弊害を防止し、監査等委員である取締役として機能を発揮させております。また、本社、支店、営業所、工場等の業務及び財産の状況等の調査により、取締役の職務執行状況について厳正な監査を実施しています。

執行役員会

執行役員制度を導入し、執行役員と常勤監査等委員1名が出席する執行役員会を毎月開催し、経営の基本方針その他経営に関する重要事項を確認し、各担当業務の進捗状況を報告、レビューすることで業務執行の監督を行っております。

内部監査

社長直轄の組織として内部監査室(1名)を設置しており、「内部監査規程」に基づく社内の業務監査および会計監査を監査等委員会と連携しながら計画的に実施し、内部牽制を図っており、適正な運営がなされているかを監査しております。

会計監査人

会計監査については、監査法人不二会計事務所より法定監査を受けており監査等委員会への定期的な報告が実施されております。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
-----------------	-----------

業務執行社員 栗田尚宜	監査法人不二会計事務所
-------------	-------------

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士3名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、法令の遵守、企業倫理の徹底が持続的成長を遂げていくための基盤であると考えております。そのため当社は、迅速かつ適切な情報開示に努めるとともに監査・監督機能を強化するための体制・施策の整備に努めるなど、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

この考えに基づき、2015年6月29日開催の第60回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、執行に対する取締役会の監督機能強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性向上により、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、更なるコーポレート・ガバナンスの強化をする体制としております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務及び招集通知の作成の早期化を図り、招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の回避を考慮し日程調整に努めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、業績ハイライト等の情報を当社ホームページのIRページに掲載しております。 http://www.yamato-in.co.jp/ir/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーに対して、適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しております。当社ホームページや会社説明会等を通じて積極的にステークホルダーに対して情報提供を行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況

(取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

(a)役員及び使用人の行動規範として企業倫理規定等の法令・定款遵守体制に関する規定(以下、「法令遵守規定」という。)を整備する。

(b)役員及び使用人に対する法令等遵守規定の周知、教育等を行う。

(c)内部監査室は、内部監査規程に従って法令及び定款への適合に関して監査を行い、その監査結果を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項)

取締役会の定める文書管理規定等に基づき、取締役及びこれを補助する使用人は、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体に記録し、保存する。

(損失の危険の管理に関する規定その他の体制)

経営環境を取り巻くリスク情報を収集・管理するとともに、必要に応じて規定を制定しリスクの低減及び未然防止を図る。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

(a)取締役会の定める職務権限規定、稟議規定、稟議手続細則等に基づき、職務の執行に関する意思決定過程を明確にし、その効率化を図る。

(b)取締役は、各部門が達成すべき目標を設定し、定期的に達成状況を把握し評価する。

(c)当社は、2013年4月22日付にて執行役員制度を導入、業務の執行と監督の分離を実現し、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を取締役会が行う。

(当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

(a)当社グループ会社の取締役及び使用人の行動規範として法令遵守を含め企業の社会的責任を果たすための規定等を整備する。

(b)子会社に当社からの役員を配置し、子会社を管理する体制とする。また、子会社の担当役員は業務及び取締役等の職務執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。

(c)当社の役職員等が取締役に就くことにより、当社が業務の適正を監視できる体制とする。

(d)内部監査室は、子会社の管理部門と協議のうえ子会社に対する調査を実施するなどして法令遵守等に関わる経営の状況を把握し、これを取締役会に報告する。

(監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項)

(a)監査等委員会は、内部監査室に所属する使用人に対して、監査業務に必要な事項の調査・報告等を命じることができるものとし、その場合、当該使用人は、当該事項の調査・報告等に関して取締役からの指揮命令を受けないこととし、そのための体制を整備する。

(b)内部監査室に所属する使用人の任命・移動・評価等については、事前に監査等委員と人事担当取締役が協議する。

(取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制)

(a)当社グループの取締役及び使用人が法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合に当社グループの役職員等は直ちに監査等委員会に報告する手続等に関する規定を策定する

などとして、その体制を整備する。

(b)前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

(監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項)

監査等委員がその職務執行について、当社に対し費用の前払を請求してきたときは、担当部門において審議のうえ、当該費用に掛かる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(財務の報告の適正性を確保するための体制)

財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

(その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

(a)内部監査室は、監査等委員との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果等について協議及び意見交換をするなど密接な情報交換及び連携を図る。また、監査等委員及び内部監査室は会計監査人と共に連携、かつ相互に牽制を図るものとする。

(b)監査等委員がその必要性を認めたときは監査の実施にあたり弁護士、公認会計士等の外部専門家及び内部監査室と連携をすることができる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、役職員行動規範、コンプライアンスマニュアルを制定し、反社会的な活動や勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことを基本方針としております。

また、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員に加入し、その活動に参加するとともに、情報収集を行っており、必要に応じて警察、顧問弁護士等との連携を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

